

相続ニュース

Vol.0136

2017年4月10日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺留分

はじめに

遺留分とは、一定の相続人に対して一定の割合で相続財産を取得できることを保証した制度のことです。

民法上、相続により発生した財産を被相続人が自由に処分出来る権利があります。それが遺言です。遺言により、被相続人の財産を特定の相続人に全財産相続をさせるという事が可能となっています。

しかし、一方的な財産の処分が行われるとその財産の形成の一助となったかもしれない潜在的な権利を無視することになります。そこで相続人の生活の保護や相続人としての相続財産に対する相応の期待を保障する目的で遺留分制度が存在します。

遺留分の権利者

遺留分を与えられる相続人は一方的な宣言により財産を取り戻すことが出来ます。遺留分を侵害されたことによる遺留分減殺請求がこれに該当します。

この遺留分を得る権利は、法定相続人のうち兄弟姉妹を除くすべての人に与えられます。相続欠格、相続放棄や廃除等により相続人に該当しなくなれば遺留分も失われます。

遺留分は、相続人固有の権利であるため、遺産分割協議においてはもちろん、遺言においても侵

害することは出来ません。

遺留分割合

遺留分は、相続人によりその割合が決まっています。直系尊属のみが相続人の場合は、被相続人の財産の1/3で、そのほかの場合は、1/2です。

具体的に割合を見ていくと、上記の遺留分率に法定相続分割合を乗じたものが遺留分割合となります。例えば、法定相続人が配偶者と子供3人の場合、遺留分率は1/2です。

① 配偶者： $1/2 \times 1/2 = 1/4$

② 子供： $1/2 \times 1/2 \times 1/3 = 1/12$

となります。

相続人が配偶者と兄弟姉妹のみであった場合は、兄弟姉妹は、遺留分を考慮しませんので配偶者のみが遺留分の全額である1/2を取得することができます。

遺留分の対象となる財産

遺留分を算定する相続財産には、被相続人から生前贈与を受けた財産も加えます。相続開始前1年以内の贈与のみが加算されます。加算される対象者は相続人とは限りません。

おわりに

遺留分は、相続人に対する固有の権利であるためその行使や放棄は自由です。ただし、相続の開始を知った日から1年間行使しない場合、もしくは相続開始の時から10年を経過した時にこの権利は消滅しますのでご注意ください。